



# 熊本県公報

第12131号

平成24年7月20日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○漁船保険業務加入に係る指定漁船調書の縦覧(川口加入区)	(団体支援課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出の取下げ	(商工振興金融課) 3
○平成24年度登録販売者試験の実施について	(薬務衛生課) 4
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	( 〃 ) 12
○災害共済事業の経営状況の公表	(管財課) 12
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成24年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(熊本県公共事業再評価監視委員会) 13
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 14

## 告 示

### 熊本県告示第914号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫宇川屋谷6027番から6030番まで、字一ツ氏6217番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇川屋谷6027番から6030番まで・字一ツ氏6217番(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第915号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。  
平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称

- 川口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名  
 熊本県熊本市南区川口町1194番地1 藤森 隆美  
 熊本県熊本市南区川口町2577番地 山野 眸  
 熊本県熊本市南区川口町1795番地1 橋本 徳行
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
 川口漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
 平成24年7月20日から平成24年8月3日まで
- 5 縦覧場所  
 川口漁業協同組合

### 熊本県告示第916号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字銭蒔1081番1、1082番1、1082番2、字平仁田<sup>かん</sup>1083番、1085番、1086番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字平仁田1083番・1085番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第917号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字谷東913番1、912番・914番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字谷東914番、912番・913番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第918号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字石場271番、274番・308番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇石場271番・274番・308番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第919号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年7月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 康寿苑 合志市幾久富1909番地1710	社会福祉法人嘉悠会	平成24年7月12日

熊本県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成24年7月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成24年7月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町上清田 2335番1地先から 同所 2331番1地先まで	79.0	一括道路 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成24年7月20日

公 告

熊本県公告第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により平成24年2月22日に行われた届出については、設置者より取下げ書の提出があったので、次のとおりその概要を公告する。  
平成24年7月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターT A I Y O大矢野店  
上天草市大矢野町田原2351ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
有限会社太陽電気工業所 代表取締役 西村正治  
天草市大浜町7番7号
- 3 届出を取り下げる理由  
建築基準法に基づく建築確認申請を「新築」として行ったが、「増築」の扱いとなり、

既存店舗の構造見直しが発生し、出店計画を中止せざるを得ない状況となったため。  
 4 取下半年月日  
 平成24年7月2日

**熊本県公告第405号**

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。  
 平成24年7月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験

(1) 日時

平成24年10月28日（日）

試験時間は、次のとおり。ただし、試験の説明を午前9時30分から行うので、それまでに試験室に入室すること。

試験時間	試験項目
午前10時から正午まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 医薬品の適正使用・安全対策
午後1時30分から午後3時30分まで	主な医薬品とその作用 薬事関係法規・制度

(2) 場所

熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号

※ 受験者用の駐車場はないので、試験当日は公共交通機関等を利用すること。

(3) 試験実施方法

試験は、次の項目について筆記試験を行う。

試験項目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事関係法規・制度	20問
医薬品の適正使用・安全対策	20問

※ 九州・沖縄各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施します。

2 受験手続等

(1) 受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する（ダウンロード可）。

なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、140円分の切手を貼った角形2号封筒（1部請求の場合））を同封のうえ請求することとする。

(2) 受験申請書の受付期間

平成24年8月20日（月）から同年8月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成24年8月20日（月）から同年8月31日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験申請書の提出先

最寄りの各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおり。なお、受験資格を有することを証する書類は、3に掲げるとおりとする。

※今年度から申請書の様式、提出書類等を変更したので、十分に確認すること。

- ア 登録販売者試験受験申請書
- イ 受験資格を有することを証する書類
- ウ 写真台帳
- エ 写真

提出前6か月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。

(5) 受験手数料

受験手数料として、13,000円分の熊本県収入証紙を受験申請書の表面に貼付

すること。  
なお、納付された受験手数料は、返還しない。

- (6) 郵送による受験申請書の提出は、次のとおりとする。  
 ア 手数料を郵送する場合は、受験申請書等に13,000円を同封し、現  
 イ 替り、納付する場合は、受験申請書等と併せて郵便為替（普通為  
 替）13,000円を同封し、書留で郵送すること。

3 受験資格を有する者で、受験資格を有することを証する書類は、当該各号に掲げる見込みの者については、実務経験見込証明書提出し、受験日  
 前日までの改め提出する。ただし、実務経験見込証明書の提出は、実務経験見込証明書の提出し又はこれに準  
 ずるもの提出とする。

- (1) 旧令第6号（昭和7年勅令第388号）に基づく大及旧専門学校令（明治36年  
 勅令第6号）（原簿）を提出する。又、卒業証明書（昭和22年法律第26号）に基づく大  
 学（短期大学を除く。）に入学し、当該大に規定する6年制課程の卒業し、又は卒業し、  
 (2) 平成18年3月31日以前に学校法（昭和22年法律第26号）に基づく大  
 学（短期大学を除く。）に入学し、当該大に規定する6年制課程の卒業し、又は卒業し、  
 (3) 平成18年4月1日以前に学校法（昭和22年法律第26号）に基づく大  
 学（短期大学を除く。）に入学し、当該大に規定する6年制課程の卒業し、又は卒業し、  
 (4) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく旧中等学校令（昭和18年勅  
 令第36号）（原簿）を提出する。又、卒業証明書（郵送提出する場合を除く。）及び実務  
 経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。又、卒業証明書（郵送提出  
 する場合を除く。）及び実務経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。  
 (5) 薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、4年以上従事し、又は配  
 置販売業（見込）証明書及び実務経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。  
 (6) 以上(1)から(5)までのうち、平成17年2月8日付けの食発第0208001  
 号厚生労働省医薬品等局長通知「外国薬師試験受験資格者等（見込）証明書（郵送提出  
 する場合を除く。）及び実務経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。  
 ア 外国薬師試験受験資格者等（見込）証明書（郵送提出する場合を除く。）及び実務  
 経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。  
 イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であつて、薬局、一般販売業（卸売一般販売業  
 の販売等）の実務経験1年以上に従事し、又は配製販売業（見込）証明書（郵送提出  
 する場合を除く。）及び実務経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。  
 ※1 卒業証明書（卒業証明書）に記載される氏名と提出する書類の提出時点と異  
 なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出し、労働基準法の規定により、労働  
 ※2 実務経験見込証明書の提出は、労働基準法の規定により、労働  
 時間に関する記録が客観的に確認でき、当該書類を提出すること。困難な場合は、こ  
 れに代えて別紙様式に示す「勤務状況報告書」を作成し、提出することとし、店舗1  
 か所とする。期間は1年以上とする。  
 ※3 実務経験見込証明書の提出は、受験申請時には実務経験証明書の提出は、  
 勤務簿の提出は、提出する書類を提出する。提出する書類を提出する。提出する  
 ※4 平成23年度以前の本県が実施した登録販売者試験を受験した者（欠席した  
 者を除く。）に於いては、卒業証明書（郵送提出する場合を除く。）及び実務  
 経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。提出する書類を提出する。

外国薬師試験受験資格者等（見込）証明書（郵送提出する場合を除く。）及び実務  
 経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。

高等学校卒業程度認定試験の合格者であつて、薬局、一般販売業（卸売一般販売業  
 の販売等）の実務経験1年以上に従事し、又は配製販売業（見込）証明書（郵送提出  
 する場合を除く。）及び実務経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。

卒業証明書（卒業証明書）に記載される氏名と提出する書類の提出時点と異  
 なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出し、労働基準法の規定により、労働  
 時間に関する記録が客観的に確認でき、当該書類を提出すること。困難な場合は、こ  
 れに代えて別紙様式に示す「勤務状況報告書」を作成し、提出することとし、店舗1  
 か所とする。期間は1年以上とする。

実務経験証明書の提出は、受験申請時には実務経験証明書の提出は、  
 勤務簿の提出は、提出する書類を提出する。提出する書類を提出する。提出する

平成23年度以前の本県が実施した登録販売者試験を受験した者（欠席した  
 者を除く。）に於いては、卒業証明書（郵送提出する場合を除く。）及び実務  
 経験見込証明書（郵送提出する場合を除く。）を提出する。提出する書類を提出する。

- 成23年度試験受験」)を記入すること。  
 なお、実務経験証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものの提出は省略できない。
- ※5 旧制中学又は高等学校と同等以上の学校として専修学校、専門学校等は含まれないため、受験資格について疑義がある場合は、事前に各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課(保健所衛生環境課(熊本市の保健所を除く。))又は熊本県健康福祉部健康局業務衛生課に問い合わせること。
- ※6 受験申請書、添付書類等に虚偽の記載を行った場合は、合格の決定を取り消し、販売従事登録の削除を行うことがある。
- 4 受験票  
 受験票は、受験申請書受付後、平成24年10月初旬に受験者宛てに送付する。  
 なお、受験票が平成24年10月15日(月)までに届かない場合は、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課に問い合わせること。
- 5 受験申請書提出後の注意事項  
 受験申請書提出後に、受験申請書等の内容に変更を生じた場合又は誤記等が判明した場合は、速やかにその旨を受験願書を提出した窓口又は熊本県健康福祉部健康局業務衛生課に申し出ること。
- 6 合格発表等  
 (1) 発表日時  
 平成24年11月28日(水)午前10時に各地域振興局保健福祉環境部(保健所(熊本市の保健所を除く。))及び熊本県庁行政棟本館1階ホールに合格者一覧表を掲示するほか、熊本県庁ホームページに掲載する。  
 合格者には本人宛ての合格通知書を郵送し、電話による可否の問合せには一切応じないものとする。  
 (2) 得点に関する掲示について  
 熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成24年12月28日(金)までの(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。  
 受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を口頭で開示する。  
 開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課に開示請求を行うこと。
- 7 問合せ先  
 (1) 熊本県健康福祉部健康局業務衛生課  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話 096-333-2242  
 (2) 玉名地域振興局保健福祉環境部(有明保健所)衛生環境課  
 郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004-1  
 電話 0968-72-2184  
 (3) 鹿本地域振興局保健福祉環境部(山鹿保健所)衛生環境課  
 郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465-2  
 電話 0968-44-4121  
 (4) 菊池地域振興局保健福祉環境部(菊池保健所)衛生環境課  
 郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272-10  
 電話 0968-25-4135  
 (5) 阿蘇地域振興局保健福祉環境部(阿蘇保健所)衛生環境課  
 郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204  
 電話 0967-32-0535  
 (6) 上益城地域振興局保健福祉環境部(御船保健所)衛生環境課  
 郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400  
 電話 096-282-0016  
 (7) 宇城地域振興局保健福祉環境部(宇城保健所)衛生環境課  
 郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400-1  
 電話 0964-32-1148  
 (8) 八代地域振興局保健福祉環境部(八代保健所)衛生環境課  
 郵便番号 866-8555 八代市西片町1660  
 電話 0965-33-3198  
 (9) 芦北地域振興局保健福祉環境部(水俣保健所)衛生環境課  
 郵便番号 867-0061 水俣市八幡町2-2-13  
 電話 0966-63-4104  
 (10) 球磨地域振興局保健福祉環境部(人吉保健所)衛生環境課  
 郵便番号 868-0056 人吉市寺町12-1  
 電話 0966-22-3107  
 (11) 天草地域振興局保健福祉環境部(天草保健所)衛生環境課  
 郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530  
 電話 0969-23-0172

**熊本県公告第406号**

熊本市内に事務所を置く大門樋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	川上 劭	熊本市南区八幡7丁目4番45号
理事	田辺 喜一	熊本市南区八幡6丁目1番108号
理事	井上 統	熊本市南区護藤町3515番地
理事	清田 浩令	熊本市南区護藤町2130番地
理事	井上 恵一	熊本市南区護藤町2640番地
理事	下村 次義	熊本市南区護藤町2760番地1
理事	西山 達成	熊本市西区沖新町3359番地
理事	本田 信利	熊本市西区沖新町1233番地
理事	前田 辰美	熊本市南区畠口町2264番地
理事	中村 輝男	熊本市南区畠口町2259番地
理事	奥村 竹一	熊本市南区畠口町134番地
監事	中村 信義	熊本市南区八幡7丁目3番107号
監事	野添 龍一郎	熊本市南区畠口町2293番地2
監事	岡村 征四郎	熊本市南区畠口町60番地
就任		
理事	中村 信義	熊本市南区八幡7丁目3番107号
理事	田辺 喜一	熊本市南区八幡6丁目1番108号
理事	高村 正勝	熊本市南区護藤町1368番地
理事	井上 恵一	熊本市南区護藤町2640番地
理事	下村 次義	熊本市南区護藤町2760番地1
理事	中村 国昭	熊本市南区護藤町3506番地
理事	鶴田 栖僖	熊本市南区畠口町250番地
理事	豊住 進	熊本市南区畠口町2049番地
理事	坂口 智和男	熊本市南区畠口町2266番地
理事	西山 達成	熊本市西区沖新町3359番地
理事	本田 信利	熊本市西区沖新町1233番地
監事	中村 孝弘	熊本市南区八幡10丁目1番146号
監事	高田 康雄	熊本市南区畠口町164番地
監事	松本 憲幸	熊本市南区畠口町2213番地

**熊本県公告第407号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール宇城 イーストランド  
宇城市小川町河江字江端121番1
- 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一
日本トイザラス株式会社 代表取締役 田崎 学	日本トイザラス株式会社 代表取締役社長 モニカ・メルツ

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役社長兼COO 玉塚 元一	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正
株式会社ベスト電器 代表取締役社長 有菌 憲一 福岡市中央区那の津二丁目1番12号	株式会社ベスト電器 代表取締役社長 小野 浩司 福岡市博多区千代六丁目2番33号
株式会社パレモ 代表取締役社長 中本 敏幸	株式会社パレモ 代表取締役社長 小田 保則
九州クロックハウス株式会社	株式会社ザ・クロックハウス
株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締役社長 西垣 龍明 大阪府中央区南船場三丁目3番21号	株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締役社長 安井 武昌 大阪府中央区備後町三丁目1番6号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 菊地 敬一 愛知県長久手市長湫字上鴨田12番地1号	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川 篤典 名古屋市名東区上社1丁目901番地
ニューコ・ワン株式会社 熊本市中央区本荘三丁目3番3	ニューコ・ワン株式会社 熊本市東区平山町3006番2号
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈 広島県東広島市西条町吉行東一丁目4番14号	(退店)
イトキン株式会社 代表取締役社長 辻村 章夫 大阪府中央区久太郎町二丁目4番25号	(退店)
株式会社ベルネット 代表取締役 井上 寿男 熊本市南区馬渡一丁目2番30号	(退店)
釘山 正 宇城市小川町北小野562番2号	(退店)
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	(退店)
株式会社コックス 代表取締役社長 萩原 久示 東京都江東区新大橋一丁目8番地11号	(退店)
株式会社サンリオ 代表取締役社長 辻 信太郎 東京都品川区大崎一丁目6番1号	(退店)
ジャスフオート株式会社 代表取締役社長 本田 進 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	(退店)
株式会社マリア・マリアコーポレーション 代表取締役 米又 幹夫 広島市東区光町一丁目10番19号	(退店)
レモンハウス株式会社 代表取締役 中島 祥光 福岡市東区土井一丁目21番4号	(退店)
株式会社サダマツ 代表取締役社長 貞松 隆弥 長崎県大村市本町458番地9	(退店)



株式会社天翔 代表取締役 平 茂美 福岡県大野城市御笠川五丁目10番9号	(退店)
合資会社つるや 代表社員 江上 俊彦 八代市本町一丁目2番17号	(退店)
株式会社タツミヤ 代表取締役 曲渕 恵美子 東京都八王子市暁町一丁目32番13号	(退店)
有限会社みつみや 代表取締役 宮本 晴隆 宇城市小川町西北小川506番地	(退店)
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚 剛一 宮崎県宮崎市港東一丁目7番1号	(退店)
有限会社ハギノ 代表取締役 萩野 逸子 八代市鏡町内田97番24号	(退店)
有限会社エフティワールド 代表取締役 関 三千雄 熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目1番	(退店)
流行雑貨屋有限会社 代表取締役 田中 博幸 福岡市東区多の津二丁目6番3号	(退店)
株式会社エクセレンス 代表取締役 光多 ノリ子 熊本市中央区大江三丁目11番6号	(退店)
株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・ インターナショナル 代表取締役社長 佐藤 泰 青森県弘前市城東中央三丁目3番地3	(退店)
株式会社南九州デジタル 代表取締役社長 櫻木 武夫 鹿児島県鹿児島市中山町6番地2	(退店)
有限会社モーヴ 代表取締役 宮村 幹雄 熊本市中央区上通4-15	(退店)
株式会社ぶーけ 代表取締役 土井 素直 福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号	(退店)
(出店)	株式会社ピーアーサーティ九州 代表取締役 高橋 章之 岡山県倉敷市宮前418番3号
(出店)	合名会社大進 代表役員 甲斐 美由紀 熊本市東区健軍三丁目51番16号
(出店)	合資会社那須商店 無限責任社員 隈部 朝行 宇城市小川町西北小川492番2号
(出店)	有限会社赤いりぼん 代表取締役 高本 智子 熊本市北区楠二丁目1番51号

(出店)	株式会社エス・アンド・エス 代表取締役 橋本 徹 宇城市小川町川尻279番3号
(出店)	株式会社ナムコ 代表取締役社長 橋 正裕 東京都大田区矢口二丁目1番21号
(出店)	有限会社シンクライフ 代表取締役 廣瀬 和子 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目2番33号
(出店)	株式会社マックハウス 代表取締役社長 舟橋 浩司 東京都杉並区梅里一丁目7番7号
(出店)	株式会社ミツイシ 代表取締役 三ッ石 典幸 大阪府阪南市箱作2331番地
(出店)	株式会社ジーフット 代表取締役社長 服部 博幸 名古屋市千種区今池三丁目4番10号
(出店)	九州フジパンストアー株式会社 代表取締役 國廣 哲彦 名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地
(出店)	株式会社ジェイ・ビー 代表取締役 光岡 利久 大阪市天王寺区堀越町13番18号
(出店)	株式会社三貴 代表取締役 木村 和巨 東京都台東区浅草橋五丁目25番10号
(出店)	有限会社リンクス 代表取締役 江川 佳文 熊本市南区白藤四丁目11番22号
(出店)	有限会社ジェイ・プラス 代表取締役 宮村 晃一 福岡県小郡市寺福童496番11号
(出店)	セイハネットワーク株式会社 代表取締役 坂口 正美 福岡市博多区店屋町1番35号
(出店)	株式会社キタムラ 代表取締役 北村 正志 高知県高知市本町四丁目1番16号
(出店)	吉田亜希 宇城市豊野町山崎1647
(出店)	株式会社クローズアップ・ソノヤ 代表取締役 森崎 郁夫 大分県中津市新博多町1723番地の1
(出店)	株式会社ライトオン 代表取締役 横内 達治 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
(出店)	株式会社キャンパス 代表取締役 山本 長作 北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号

(出店)	株式会社ポイント 代表取締役 遠藤 洋一 東京都中央区八重洲二丁目7番2号
(出店)	株式会社タカキュー 代表取締役 白井 一秀 東京都板橋区松橋三丁目9番7号
(出店)	有限会社小笠原実業 代表取締役 小笠原 久 宇城市松橋町両仲間93番1号
(出店)	有限会社ハルコーポレーション 代表取締役 中西 晴生 熊本市南区田迎二丁目3番12号
(出店)	有限会社ケイ・カンパニー 代表取締役 小林 博光 天草市亀場町亀川1662番7号
(出店)	有限会社イシス 代表取締役 山下 信也 玉名市山田1347番1号
(出店)	有限会社カ・オール 代表取締役 松永 英子 熊本市中央区下通一丁目9番10号
(出店)	合資会社ハヤカワ運動具店 代表取締役社長 川上 忠 熊本市東区渡鹿八丁目12番12号
(出店)	株式会社キング 取締役社長 山田 幸雄 京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
(出店)	有限会社エフケイ 取締役 栗原 八重子 宇城市小川町南海東1089番2号
(出店)	株式会社ベベ 代表取締役 岡本 吉史 神戸市中央区港島中町六丁目2番5号
(出店)	株式会社OWL 代表取締役 石岡 靖博 熊本市西区春日三丁目15番1号
(出店)	有限会社アレーズ 代表取締役 加納 力 熊本市中央区下通二丁目5番18号
(出店)	株式会社カントリーウィーク 代表取締役 森田 淳志 熊本市東区龍田八丁目4番78号
(出店)	株式会社カワシマ・ゴールド 代表取締役 横田 光夫 浜松市中区西丘町276番地5号
(出店)	合同会社彩フレンド 代表執行社員 池田 裕康 熊本市東区長嶺東二丁目14番60号
(出店)	有限会社北関東アズマン 代表取締役 新井 喜美夫 さいたま市大宮区大成町一丁目501番地

(出店)	有限会社コンシェルジュMドリーム 代表取締役 村山 真佐美 八代市千丁町新牟田94番6号
(出店)	有限会社ビーエス広告社 代表取締役 網川 久 宇城市松橋町松橋112番3号
(出店)	株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番1号
(出店)	株式会社クロノス 店舗開発第一部 柿沢 伸行 東京都千代田区九段北四丁目1番10号
(出店)	株式会社エヌシーくまもと 代表取締役社長 橋本 日出男 熊本市中央区坪井二丁目2番42号
(出店)	株式会社セルモ 代表取締役 安田 征史 熊本市中央区世安町155番地
(出店)	有限会社松永壮デザイン事務所 代表取締役 松永 壮 熊本市中央区平成三丁目18番22号

3 届出年月日

平成24年6月29日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県宇城地域振興局総務部総務振興課

平成24年7月20日から平成24年11月20日まで

**熊本県公告第408号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール宇城 イーランド  
宇城市小川町河江字江端121番1

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時（ニューコ・ワン株式会社にあつては午前10時）

(変更後) 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.2

(変更前) 午前8時30分から午後10時まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時まで

3 変更する年月日

平成24年6月30日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

平成24年6月29日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県宇城地域振興局総務部総務振興課

平成24年7月20日から平成24年11月20日まで

## 熊本県公告第409号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、火災、震災その他の災害による財産の損害に対して社団法人全国公営住宅火災共済機構が行う相互救済事業の経営状況について、次のとおり公表する。

平成24年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 社団法人全国公営住宅火災共済機構分（平成23年度実績）

## 1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	679 会員
加入戸数	907,205 戸
共済委託契約金額	8,126,950,032 千円
火災共済掛金	1,009,203 千円
被災戸数	190 戸
火災共済給付金	219,653 千円
特定給付金	13,040 千円
復興建築助成戸数	81 戸
復興建築助成金	30,478 千円
住宅災害見舞戸数	5,236 戸
住宅災害見舞金	394,380 千円
住宅防火施設整備補助会員数	137 会員
住宅防火施設整備補助金	69,099 千円

## 2 貸借対照表（平成24年3月31日現在）

## I 資産の部

ア 流動資産	610,695 千円
イ 固定資産	
（ア）特定資産	
①異常危険準備金資産	3,015,659 千円
②その他特定資産	1,711,114 千円
（イ）その他固定資産	483,347 千円
資産合計	5,820,815 千円

## II 負債の部

ア 流動負債	963,511 千円
イ 固定負債	3,117,524 千円
負債合計	4,081,035 千円

## III 正味財産の部

正味財産合計	1,739,780 千円
負債及び正味財産合計	5,820,815 千円

## 熊本県の加入実績（平成23年度実績）

棟数	1,117 棟
面積	686,198.70 m <sup>2</sup>
共済委託契約金額	91,398,513 千円
火災共済掛金	11,201,339 円
委託料	980,000 円

## 登載依頼

## 熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成24年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成24年7月20日

熊本県公共事業再評価監視委員会

## 1 開催日時

平成24年7月30日（月）  
午後1時30分から午後5時15分まで

## 2 開催場所

市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

## 3 議事（予定）

- （1）委員長選出について
- （2）平成24年度公共事業再評価対象事業について

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）  
電話 096-333-2490

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年7月20日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第14号**

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）  
の一部を次のように改正する。

第13条の表3の項中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を提供するときの」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、」に、「行う場合」を「行うとき」に改める。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。